

平成30年第2回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成30年2月13日（火） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）  
内田 浩明（副会長）  
畑田 香織  
前田 博礼  
徳山 孝介  
成徳 親幸  
中尾 純一  
濱崎 仁道  
山川 英昭  
福田 榮一  
前田 真也  
濱田 陽子  
山中 一知  
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦  
次 長 渡邊 宏  
書 記 田中 雅之  
書 記 大久保 智幸

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）  
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について  
議案第12号 農作業標準雇用賃金について  
議案第13号 農地賃借料情報の提供について  
議案第14号 下限面積（別段面積）の決定に係る協議について  
報告第3号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について  
報告第4号 農地法第3条の3第1項の届けについて  
報告第5号 取り下げについて
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成30年第2回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題16件、報告5件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

4件です。

受付番号1

（譲渡人） 蔵満の個人

（譲受人） 蔵満の個人

（土地の所在地） 蔵満の畑、面積 259 m<sup>2</sup>

（譲渡理由） 農地法第5条許可書返納のため

（譲受理由） 経営拡張

現場を確認しました。きれいな、今でも使っている農地でした。譲渡人が家庭菜園的に使っていたということでしたので、特に農地として問題の無い農地です。

受付番号2

（譲渡人） 野原の個人

（譲受人） 野原の個人

（土地の所在地） 野原の畑、面積 452 m<sup>2</sup>

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

きれいに整理してありまして、栗か何かを植えてあると思います。特に問題のある農地ではありませんでした。以上です。

受付番号3

（譲渡人） 熊本県上益城郡御船町の個人外2名

(譲受人) 野原の個人

(土地の所在地) 野原の畑、面積 125 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 773 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

先程の受付番号 2 の農地の周辺、1 軒の家の周りがある農地です。1 筆目の所がですね、家の西側入り口のほうの所の畑です。2 筆目は家の庭側のほうの農地になります。3 筆目、これが受付番号 2 の栗畑に隣接している農地です。特に問題のある農地ではございませんでした。以上です。

#### 受付番号 4

(譲渡人) 熊本県上益城郡御船町の個人外 2 名

(譲受人) 野原の個人

(土地の所在地) 野原の畑、面積 1,337 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

場所が下赤田の圃場整備の所ですね。圃場整備の所の一番南側、圃場整備に入っていない部分です。確認しましたが、特に問題のある農地ではございませんでした。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 3 条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず 1 号について担当委員、説明をお願いします。

委員 これは先程事務局のほうからの説明のとおり、譲渡人が建物を建てるということで購入されておりましたけれども、自分がもう多分出来ないだろうということで転用許可を返納するというので手続きを経て、譲受人に売りたいということで。譲受人は家庭菜園みたいなところでやりたい、ということですね、農地をきれいに耕してやっておられますので、問題は無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号と3号について一緒に、担当委員をお願いします。

委員 2番、3番は他の委員と現地を確認してきました。どこもきれいに手入れしてあってですね、何ら問題は無いかと思えます。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして4号について、担当委員をお願いします。

委員 4番もさつき事務局から言われたとおり、圃場整備の一番奥のほう、竹やぶの境。ちゃんと周りもきれいに整備されておりました。別に異常なしです

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 3ページ、議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（貸出人）樺の個人

（借受人）樺の貸出人の子

（土地の所在地）府本の畑、面積243㎡、外13筆、合計7,644㎡

（契約期間）平成30年2月14日より10年間

（貸出理由）農業者年金受給

（借受理由）経営移譲（再設定）

吉村建設の所ですね、吉村建設の所の周辺の農地になつとります。件数が多かったんで1筆1筆は確認していませんが、この現場画像は吉村建設側から撮った畑です。こっち側が吉村建設ですね。大体この辺一带広がってる所です。別に経営移譲年金ですので、切り替えですので、特に問題無いのかな、というところで考えております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 使用貸借権設定 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 あの、貸出人の子である借受人は来年60歳になる、畑もきれいにしてあるし、去年から孫さんが農業大学へまた移ったそうです。で、畑も吉村建設が遊歩道を作ってくれたし、きれいになってます。何も問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 6ページ、議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(申請人) 宮内出目の個人

(土地の所在地) 荒尾の田、面積114㎡、現況雑種地

(転用目的) 駐車場、第3種農地で用途区域内農地、始末書添付

申請地の南側にテナントが入るときに転用で許可申請を取ってたんですけど、道路側の端っこのほうですね、ここのほうを許可取ってなかったというこ

とで。今度テナントが撤退しまして、ほかにまた貸さないといけないからですね、そしたらその今までやってた方もきちんとしておかないと、色んな面がかかってくるということで、土地所有者、業者さんからですね、きちんとしていたということで申し出があって、今回の申請になってます。

一応計画書のほうも見ていただければ分かるというか、計画書もそのままですね。貸店舗としてまた使いたいということですので、今回の許可申請が上がります。以上です。

## 受付番号 2

(申請人) 増永の個人

(土地の所在地) 一部の畑、面積 920 m<sup>2</sup>、現況畑、外 1 筆、合計 944 m<sup>2</sup>

(転用目的) 共同住宅及び進入路、第 1 種農地、集落接続

前回の定例会のときに出されたんですけど(平成 30 年第 1 回定例会議案第 2 号 1 号議案)、進入路の所が申請されてなかったんで、一回取下げられて今回回って来たような形になってます。大きい所がアパート。それと北側に小さく農地がありますけど、ここのアパートに上がって行く所までの入り口の通路が非常に狭くなってますので、広く取らないとできないと、建設許可上ですね。ということで農地を進入路として使うという計画です。

これがアパートを建てる所の写真です。きれいに擁壁もしてあってですね、下に害の及ばないようにしてあります。次の写真のここですね。こっち側がアパート建てる土地ですね。ここが基本的に入り口になるんですけど非常に狭いので、現場見に行ったらここに杭がありましたので、多分ここら辺からずっと拡張するんじゃないかな、というような感じで受けてます。

事業計画書をご覧ください。今説明したとおりですけども、木造二階建の長屋を建てると。建設面積は 296.29 m<sup>2</sup>、給水方法は公共水道、汚水とかについては下水道のほうに流す、ということになります。周辺はきちんとブロックで擁壁してありますので、ほかに影響のあるような形ではないと思います。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 4 条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いし

ます。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ここはもう40年以上建ってるのを今ということは、始末書も出てるといふことですので、もう最初の手続きで不備があったから、本人さんに確認はしなかったけど、始末書も出てるといふことですので、どうすることもできないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

以降、本件転用の経緯について情報交換が行われた。

議長 ではよろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 先程事務局のほうから話ありましたように、前回のを下げて再申請といふことで、地域的には一緒の地域ですけど、南側に学校、西側に住宅用地として造成されている所があったり、まあ近隣に新しい道路等がですね、でき始めて。それから農地関係も影響無いと思われまふ。といふことですけど、問題無いと思ひます。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

以降、周辺の土地の状況と農地法以外の許認可の必要性について確認が行われ、問題無しと判断された。

議長 この件につきましていかがでしょうか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 8ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の「所



有権移転」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

(譲渡人) 増永の個人

(譲受人) 熊本市中央区の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 475 m<sup>2</sup>、現況田

(転用目的) 貸駐車場、第2種農地

譲受人が駐車場を経営しようかということで、たまたまご親戚がバーを半年前くらいですね、始めたんです。だからその駐車場に貸すというのと、余ったのは周辺の、多分団地の人たちとかにですね、貸駐車場という形でしょうということで話が進んだようです。

計画書を見ていただきますと、大体11台の駐車場というくらいな形で計画をされています。1番目は以上です。

受付番号2

(譲渡人) 野原の個人

(譲受人) 野原の個人

(土地の所在地) 野原の畑、面積 24 m<sup>2</sup>、現況雑種地

(転用目的) 駐車場、第2種農地、始末書添付

元々向かいの店舗の駐車場とかで使ってた所です。で、ここに別の農地が残ってたということですが、きちんとした形で転用するということが上がっております。

図面も見ていただければ分かると思いますけど、図面の記号も今までの7台の駐車場、使用は変わらない、という形で申請が出ております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するかどうかを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 見てきましたけど、竹が今置いてありますけど、まあきれいになるなら問題無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 ここも他の委員と見てきました。ここも事後転用ということで譲渡人のほうが譲受人に所有権移転ということですね。別に問題は無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。

以降、本件転用に関する状況について情報交換が行われた。

議長 では続きまして議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 9ページ、議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸渡人) 宮内の個人

(借受人) 東屋形の貸渡人の孫

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 139 m<sup>2</sup>、現況畑

(契約期間) 期限の定めなし

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

計画としては転用 139 m<sup>2</sup>となっておりますけど、隣の原野が 250 m<sup>2</sup>ありまして、それと併せての転用となっております。現場写真ですが、段があるんですけども、

手前が農地です。奥のほうが原野です。これを一緒に利用してする。貸渡人と借受人というのは、貸渡人のお孫さんになるということのようです。

事業計画のほうをお願いします。専用住宅で二階建てですね。二階建てで作ると。1階が 67.07 m<sup>2</sup>、2階が 44.71 m<sup>2</sup>、合計で 111.78 m<sup>2</sup>になります。駐車場を 36 m<sup>2</sup>。公共下水も通っておりますし、道側の農地ですので、特に問題のあるような農地ではございませんでした。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「使用貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 私と別の委員、一緒にですね、申請人と行政書士も交えてですね、一緒に現地を確認させてもらいました。元は竹がいっぱい植わってた所ですね、きれいに刈ってありました。手前のほうの土手のほうもですね、その所から立ち上げて、手前側の駐車場に通して、奥へ上がって家を建ててということでしたので。まあ両サイドは右のほうは家建てて、左は空き地で、周りには農地は無いので問題無いと。喜ばれるのではないかな、と思います。蚊とか何とか無くなるからですね。上下水もピシャッと来てるし、何も農地には問題無いと思います。ここは使用貸借権、無償で、金額が無いということですから、譲って、亡くなられたらそのまま相続でやるんじゃないかな、というところです。問題無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？

委員 その奥は持ち主違うのではないか。今竹の立ってる所。

事務局 同時利用地についても所有者は貸渡人となっております。

以降、本件転用に係る同時利用地及び周辺土地の状況について情報交換が行われた。

議長 この件に関しては、うちが通す、通さないというところに対してはですね、何も問題無いと思いますので、いかがでしょうか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成30年2月15日の公告予定です。今回は2回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定10年の田7,003㎡、畑904㎡、利用権設定の合計が7,907㎡所有権移転、田2,707㎡、畑117㎡、今回の利用集積計画合計が10,731㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で23,437㎡となります。

1 件目

新規設定です。

(借り人) 牛水の個人

(貸し手) 牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の田、面積3,825㎡

利用目的は水稲、期間は平成30年3月1日から平成40年6月30日までの10年間、総額210kg/年の賃貸借(物納)です。

2 件目

新規設定です。

(借り人) 水野の貸し手の子

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積904㎡、外1筆、合計4,082㎡

利用目的は水稲、期間は平成30年3月1日から平成40年6月30日までの10年間の使用貸借です。

3 件目

所有権移転です。

(譲受人) 増永の個人

(譲渡人) 平山の個人

(所有権を移転する土地) 府本の田、面積 2,707 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2,824 m<sup>2</sup>  
利用目的は水田、対価は総額 200 千円です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 では議案第 11 号を終了したいと思います。では続きまして議案第 12 号 農作業標準雇用賃金について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第 12 号 農作業標準雇用賃金 (案) についてです。

事務局次長 別紙です。毎年農業委員会のほうでですね、標準賃金を算定してですね、荒尾市で公開してます。農業委員会の議案の一つとなつていきますので、毎年農協とかですね、その辺とかに色々確認して、出しているのがこの金額でございます。ほぼ去年と変わってないと思いますけども、これでよろしいか、というところですよ。

議長 ありがとうございます。今事務局から説明がありましたとおりですけども、まあこの辺は変えたほうがいいんじゃないか、とかいうところがありましたら、是非ご意見をいただきたいと思っておりますけども。

委員 これは何年からこのまま？

議長 多分消費税 8% になって以降ですよ。

事務局次長 その辺は多分動かしてるとは思いますけど。

議長 4、5 年前か。苗箱が 1 箱あたり 540 円とか、やっぱり消費税が 8% だ

からということで、この金額に上げていると思います。

事務局次長 あくまでも基準というか目安ということで、これを守らないといけないということではございませんけど。

委員 最低賃金は男も女も一緒ですか。

事務局次長 最低賃金は男、女で変わらないと思います。

以後、農作業標準雇用賃金の内容、金額の区分設定等について議論が行われた。

議長 大体これでいいですか？

— ( 「はい」 の声あり ) —

それでは議案第12号を受け付けたいと思います。

平成30年度農作業標準雇用賃金は、平成30年3月3日付けで荒尾市ホームページに掲載した。

議長 では続きまして、議案第13号 農地賃借料情報の提供について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第13号 農地賃借料情報の提供(案)についてです。

事務局次長 別紙になります。荒尾市農地賃借料情報の提供についてということで案が出ておりますけども、これも基本的に荒尾市の農地の取引のあった分の平均値を出したものです。昔はですね賃料情報じゃなくて農地の賃料の基準を出してたんですけど、賃借料をどうやって出すのか、というのが色々ありまして、今はこの平均値を出して情報として提供するという形になっております。これが今の荒尾の状況ということで、今回これで公開したいと思っております。(内容は、荒尾市ホームページに掲載のとおり。)以上です。

議長 これを見ていかがでしょうか？何かご意見はないでしょうか？

委員 基盤整備してない所が高いでしょう。

議長 だからこれ、データ量が少なすぎるんです。

事務局次長 だからあくまでも賃借料情報なんですよ。

議長 だからこれにカッコ書きして、データが少ないために、ということを。

事務局次長 ここにデータ数が書いてありますので、で、あくまでも平均値と最大値と。

以後、荒尾市農地賃借料情報のデータ量及びデータ内容について議論が行われた。

議長 ではよろしいですか？

—（「はい」の声あり）—

それでは議案第13号を受け付けたいと思います。

平成29年荒尾市農地賃借料情報は、平成30年3月3日付けで荒尾市ホームページに掲載した。

議長 では続きまして、議案第14号 下限面積（別段面積）の決定に係る協議について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第14号 下限面積（別段面積）の決定に係る協議についてです。

事務局次長 資料はございません。これですね、農地法で農家の方が農地を取得するための最低自分たちが持つておかないといけない面積、耕してないといけない面積が30aとなっておりますが、本来は50aなんです。農地法は50aなんです。だから農家の方が、例えば30a自分が持つてるならば、20a以上買えば50aになるから買うことが可能、30aしか持つてない方が10a買いたいて言っても、合計面積、自分の所有面積が50a以下になるんで取引ができないという形になっております。で、昔は50aくらい当然農家としてですね、経営するのが当たり前というような状況で50aというふうになってたんですけども、この50aについて、各市町村農業委員会で設定していいというふうに5、6年前になりました。それを毎年何aにするか、というところで協議をしていただいているところです。で、今荒尾は30aになってます。で、今年も30aでよろしいかどうかということ協議していただければと思います。以上です。

議長 これ5、6年前に30aに下げたのはですね、新規就農者の方が農業に取り組みやすいように、ということで、新規就農者の方がゼロから農地を集めようとするならですね、50a借地にしても購入にしてもなかなか難しいところがありますので、30aだったら施設野菜とかをするのであれば十分に農業ができるんじゃないかな、というところですね、下限面積を下げたという経緯もあります。農業に取り組みやすいように、という経緯ですね。そこで荒尾市内では30aに下げましたけれども、いや、もっと下げたほうがいいよとか、農業委員会の中でこれ決めていいわけです。市町村別に。中には10aという所もあります、よその市町村で。まあある地域を限定してとかですね。だからそういったところで今荒尾市としては現状として30aというところで行き止まりしておりますけど、どうですかね。

事務局次長 基本的に玉名管内は皆30a。

事務局長 もう一つ30aの理由があってですね、例えば新規で土地を買います、農家始めます。で何年かした後に転用します、となった場合、30a以上は県の立ち入り調査が入って来るんです。だから乱開発を防ぐために30a以上ということにしておけば、転用したいと、数年経って何かにするというときに県の立ち入り調査が入りますので一応その辺で規制をかけるということで30aということで考えてるところです。

事務局次長 10aという話も1回出て、10aにしたら今度はもうただ買ってから本当は違反転用というか、その可能性があるというところで多分どこもなかなか10aにはですね、できない。

議長 特に今農地が先程金額出たけど、相当下がってるからですね。だから簡単に買って簡単にやめることができるということであれば、ちょっとまずいところがあるものですかね。

委員 まあ最低30aはしておかないとですね。

事務局次長 荒尾市の農地調査全部終わって、もうこれ以上非農地にする所がないと、あと全部圃場整備も終わって、それでも農地が余るからどうしようか、というときには10aとか何とか下げるとも一つの手かなと思うんですね。それでも農地が動かないからと。だからそういったところで、今の段階では30aくらいが妥当なのかな、というところで。



委員 毎年変更が利くんでしょう。

議長 まあ協議はできると。

議長 ではもう今年に関しては、荒尾市は 30a ということで行きたいと思いません。

— ( 「はい」 の声あり ) —

委員 関連することでお尋ねしていいですか。農業する場合土地が 30a とか 50a とか今聞きましたが、農地の取得はそれだけでなく生前贈与とか相続でも農地は公平に、農業してようがしてなかろうが貰えるんですかね。都会に居って、自分の持分を貰った。登記名義は都会に居る人になった。まあ分散されるわけですが、昔からそういうふうに決まってるなら仕方無いんですけども、作らない人が農地をそげんして分散して持つのも、何か農業を推進していく上では何か矛盾するようなことになってますね。これは法律だから仕方ないですが。

議長 まあその件に関しては我々が協議できる範囲を超えてますね。あと農地と言っても、やっぱり都会あたり、荒尾市でも第 3 種農地とかだったらすぐ転用の利く所とかありますよね。そういうのも農地として含まれるじゃないですか。で、付加価値が高くなっていくということですね、都会とか他所に居っても相続を受けたいという方も結構居ると思うんですよ。耕作放棄地とか普通の区画整理された農振農用地区の田んぼとか畑とかだったらですね、都会の俺たちは関係無いよと言う人も居られるから、結局そういう所も農地として含まれてるからそこはちょっと難しいところですね。

委員 あと農地は自分の名義じゃない、全て借りるとした場合も 30a とか 50a、要するに認定農家というかな、そういうの認められるのかなと。

議長 認定農業者としてですね。

事務局次長 所有権は関係ないです。ただし農業委員会を通してないと貸借権でどれだけ借りてるかという数値が出て来ませんので、例えば口約束で 30a 借りてるから、と言ったって、じゃあその 30a はどこで分かるんですかといっても分からないからですね。基本的に農業委員会を通した農地法第 3 条とか基盤強化促進法、これで借りてる分は数値で上がってきますので、それだったら OK です。

以後、農地取得における農家要件について情報提供が行われた。

議長 続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第3号から報告第5号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

以後、相続農地のあっせんに係る情報交換が行われた。

議長 ほかにございませんか？

— ( 「なし」の声あり ) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地意向カードについて
- 平成29年度農業委員会活動強化推進大会について
- 活動記録簿の提出について

議長 それでは、これをもちまして平成30年第2回定例会を終わります。

閉会：11時40分